

新潟市立保育所における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、市立保育所（新潟市保育所条例（昭和39年3月30日条例17号）に定める保育所をいう。）及び市立認定こども園（新潟市認定こども園条例（平成29年10月3日条例第37号）に定める認定こども園をいう。）に在園する園児の保護者から徴収する災害共済給付に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）について、必要な事項を定める。

(共済掛金)

第2条 保護者から徴収する共済掛金の額は、児童1人につき年額270円とする。

(共済掛金の免除)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、法第17条第4項ただし書の定める経済的理由によって納付することが困難であると認められるときに該当するものとして、共済掛金を徴収しない。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた者

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか共済掛金の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。